

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の要件

1 担当しようとする医療の種類

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 眼科に関する医療 | (9) 心臓移植に関する医療 |
| (2) 耳鼻咽喉科に関する医療 | (10) 腎臓に関する医療 |
| (3) 口腔に関する医療 | (11) 腎移植に関する医療 |
| (4) 整形外科に関する医療 | (12) 小腸に関する医療 |
| (5) 形成外科に関する医療 | (13) 肝臓移植に関する医療 |
| (6) 中枢神経に関する医療 | (14) 歯科矯正に関する医療 |
| (7) 脳神経外科に関する医療 | (15) 免疫に関する医療 |
| (8) 心臓脈管外科に関する医療 | |

2 医療機関の要件

- (1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（育成医療・更生医療）（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。（最終改正 障精発第0401第1号 平成22年4月1日））に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障がい者の治療を行っていること。
- (2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。
- (3) 病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。
- (4) 特に必要とされる体制及び設備は次のとおりである。

	担当しようとする医療の種類	体制・設備
1	心臓脈管外科	心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。
2	心臓移植	移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。 なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。
3	腎臓	血液浄化療法に関する機器及び専門のスペースを有していること。
4	腎移植	腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
5	肝臓移植	移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

6	免疫	各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。
7	薬局	複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障がい配慮した設備構造等が確保されていること。
8	訪問看護事業者等	原則として現に育成医療又は更生医療の対象となるような訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

3 指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の要件

- (1) 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。
ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障がいの治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。
- (2) それぞれの医療の種類の特科科目につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。

<p>●適切な医療機関とは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学専門教室（大学院を含む） ・医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院 ・それぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓機能障害及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査します。

	担当しようとする医療の種類	審査内容
1	中枢神経	これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。
2	心臓移植	心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。 なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。
3	腎臓	血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。
4	腎移植	腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。
5	小腸	中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

6	肝臓移植	生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。 なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床経験を有する者との連携を確保できる者であること。
7	歯科矯正	これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連性が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。